

各都道府県知事
各指定都市市長

} 殿

総務省自治財政局長

公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について

標記については、「公営企業会計の適用の推進について」（平成27年1月27日付総財公第18号総務大臣通知）により、各地方公共団体が地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の全部又は一部を適用し、公営企業会計を適用することを要請しているところです。

各地方公共団体におかれては、このことを踏まえて、下記の内容に御留意の上、公営企業会計への移行に適切に取り組まれるようお願いいたします。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く）に対しても、この旨を通知していただくとともに、適切な御助言をお願いいたします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項（技術的な助言）に基づくものです。

記

1. 適用の推進について

(1) 取組期間

平成27年度から平成31年度までを公営企業会計適用の「集中取組期間」としており、下記対象事業について、地方公共団体は、遅くとも平成32年度予算・決算までに公営企業会計に基づいたものに移行していることが求められる。

このため、準備に未着手の地方公共団体にあつては、固定資産台帳の整備をはじめとする移行事務の作業量を把握した上で、必要な人員、予算等の確保をはじめとする諸準備に速やかに着手し、計画的に移行手続きを進めることが必要である。

(2) 対象事業

- ① 下水道事業及び簡易水道事業については、特に公営企業会計を適用する必要性が高い事業であることから、「重点事業」と位置づけ、集中取組期間内に以下のとおり公営企業会計に移行することが必要であること。
 - ・ 都道府県及び人口3万人以上の市区町村（区域内の人口合計が3万人以上の一部事務組合を含む。以下同じ。）については、下水道事業（公共下水道（特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道を含む。）及び流域下水道）及び簡易水道事業について集中取組期間内に移行することが必要であること。

なお、集落排水及び合併浄化槽についても、できる限り移行対象に含めることが必要であること。
 - ・ 人口3万人未満の市区町村については、下水道事業及び簡易水道事業についてできる限り移行することが必要であること。
- ② その他の公営企業会計を適用していない公営企業については、集中取組期間内に各地方公共団体の実情に応じて移行することが望ましいこと。

2. 支援措置について

(1) マニュアルの策定

今般、「地方公営企業法の適用に関する実務研究会」における検討を踏まえて、公営企業会計適用等についての手順や留意点等を「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」として取りまとめたところであり、移行に当たっては、同マニュアルを参考とされたい。

なお、既に公営企業会計を適用している地方公共団体にあっても、同マニュアルを参考として、固定資産台帳をはじめとする財務諸表について、より一層の充実、精度向上等に取り組むことが望ましい。

また、移行事務の円滑な着手と進捗に資するよう、着手すべき事務の内容と移行事務の全体像等を簡潔にまとめた「地方公営企業法の適用に関する簡易マニュアル」を作成したところであり、併せて参考とされたい。

(2) 地方財政措置

公営企業会計の適用に要する経費については、平成27年度から平成31年度までの間、公営企業債の対象とする措置を講じるとともに、下水道事業及び簡易水道事業については、元利償還金に対する普通交付税措置を講じることとしている。

(3) 先行事例の紹介等

公営企業会計適用についての先行事例を整理し、紹介するとともに、質疑応答集等を公表しているところであり、移行事務の参考とされたい。（総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html）参照）

(4) アドバイザー派遣、研修の実施

公営企業の経営効率化等の観点から、経営計画、財務会計、組織管理等について助言を行うため「地方公営企業経営アドバイザー派遣事業」を実施しているところであり、平成 27 年度以降、公営企業会計の適用支援に重点を置いて充実することとしている。

また、関係機関において公営企業会計の適用に関する研修を行う予定であり、これらについても活用を検討されたい。

3. 関係規定の見直し等について

(1) 基本通知の見直し

今般、公営企業会計の適用を推進するに当たり、「地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行に関する取扱いについて」（昭和 27 年 9 月 29 日自乙発第 245 号）を改正しているので留意されたい（『地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行に関する取扱いについて』の一部改正について」（平成 27 年 1 月 27 日付総財公第 20 号総務事務次官通知））。

(2) 会計規程（例）の見直し

「地方公営企業の会計規程（例）」（平成 24 年 10 月 19 日付総財公第 98 号総務省自治財政局公営企業課長通知）中、別表第 19 号（固定資産台帳）について、「地方公営企業法の適用に関する実務研究会」における検討を踏まえて見直しており（『地方公営企業の会計規程（例）について』の一部改正について」（平成 27 年 1 月 27 日付総財公第 21 号総務省自治財政局公営企業課長通知））、公営企業会計を適用する場合には、本様式例を参考として固定資産台帳を整備することが適当である。

4. 継続的な情報提供等について

総務省においては、公営企業会計の適用を推進する観点から、地方公共団体に対し継続的に情報提供を行うとともに、必要に応じて助言等を行うこととしている。併せて、毎年度、公営企業会計適用の進捗状況等の調査を行い、その結果を公表する予定である。

5. 経営改革の推進等について

現在、公営企業の経営環境が厳しさを増しつつあることから、公営企業が住民生活に密着したサービスの提供を、将来にわたり安定的に継続するために、中長期的な経営計画である「経営戦略」を策定し、同計画に基づく経営基盤強化等に取り組むことが必要である（「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日付総財公第 107 号、総財営第 73 号、総財準第 83 号、総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知）参照）。

6. 都道府県の取組について

都道府県においては、市区町村の適用状況について適切に把握するとともに、市区町村が円滑に移行を進めることができるように、連絡会議の設置や研修の実施、事務や発注等の共同化の推進、先進事例の紹介、知見を有する人材のあっせんをはじめとする実効性のある支援や積極的な情報提供、助言等の関与を行うことが適当である。

7. その他

(1) 地方公営企業法の全部適用

公営企業会計の適用に当たっては、経営の機動性・自由度の向上等を図る観点から、地方公営企業法の全部適用についても併せて検討することが望ましい。

(2) 地方公会計との関係

地方公会計の整備促進については、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月23日付総財務第14号総務大臣通知）において、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類等を作成するよう要請しているところである。

このため、公営企業会計を適用していない公営企業であっても、遅くとも平成29年度から統一的な基準による財務書類等を作成する必要があることに留意されたい。

なお、集中取組期間内に公営企業会計に移行する公営企業にあつては、統一的な基準による財務書類等の作成を要しないものである。

(3) 資本費平準化債の検討

資本費平準化債の取扱いについて、減価償却費の正確な把握が困難である地方公営企業法非適用事業における発行可能額の適切な算定方法等を検討することとしている。

(4) 地方公営企業法改正による財務規定等の適用範囲の拡大の検討について

集中取組期間内における進捗状況等を踏まえ、地方公営企業法の改正による財務規定等の適用範囲の拡大について、今後、検討を行う予定である。